

## さいたま家庭裁判所委員会議事概要（第18回）

### 1 日時

平成21年9月18日（金） 午後1時30分から午後3時45分

### 2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室（C棟5階）

### 3 出席者（委員長を含め委員13人，説明者等8人）

委員長	井上	稔	（さいたま家庭裁判所長）
委員	安東	美和子	（さいたま地方検察庁総務部長）
同	大倉	浩	（埼玉弁護士会弁護士）
同	久保	徳次	（さいたま商工会議所理事）
同	小林	和明	（さいたま家庭裁判所判事）
同	小原	春夫	（さいたま家庭裁判所判事）
同	齋藤	文雄	（医療法人くすのき会理事長）
同	城口	美恵子	（埼玉弁護士会弁護士）
同	西野	栄子	（埼玉県婦人相談センター副所長）
同	坂西	友秀	（埼玉大学教育学部教授）
同	廣川	洋一	（さいたま保護観察所長）
同	藤川	孝子	（埼玉県看護協会常務理事）
同	米山	精観	（さいたま家庭裁判所参与員）

[欠席者 足田國磨呂委員（大宮幼稚園長），宮下達也（埼玉新聞社編集局長）]

説明者	仁平	総	（さいたま家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）
同	河上	良一	（同 家事首席書記官）
同	船戸	良和	（同 少年首席書記官）
事務局	望月	猛	（さいたま家庭裁判所事務局長）
同	野村	直和	（同 事務局次長）
同	長郷	文香	（同 総務課長）
同	秋本	隆二	（同 総務課課長補佐）
同	飯沼	徹	（同 総務課庶務係長）

### 4 議事概要

- (1) 開会宣言
- (2) テーマの協議等

#### ア 委員からの要望事項についての報告（事務局長）

#### イ 前回の協議についての検討結果の報告（事務局長）

前回は3回シリーズ「少年法改正と家庭裁判所に求められる役割」の第2回目として、「裁判所に申し出た被害者に対する対応の在り方，特に審判傍聴について」と題して，御意見を頂戴した。

出された意見を受けて，被害者の審判の傍聴を申し出た事件において，傍聴席で被害者がメモを取れるようテーブルを準備し，また，被害者が着席する椅子に座布

団を敷いた。併せて、付添人等のテーブルを統一し、ラウンドテーブルの高さとできる限り合わせて、審判廷の印象を改める工夫をした。今後引き続き工夫と検討を重ねていきたい。

**ウ 本日のテーマである「被害者の心情等に配慮した少年等に対する処遇の在り方、とくに保護的措置」について**

テーマについての趣旨説明（仁平首席家裁調査官）  
意見交換及び質疑応答

以下、意見交換及び質疑応答（ は裁判所委員又は説明者の発言内容）

学校のトイレ掃除を行っている団体があり「自分磨きは心磨き」と言われており、このようなアプローチは少年のためになると思う。その意味で、現在さいたま家裁で行っている別所沼公園の清掃は有意義と考える。

「被害を考える会」はどのように行っているのか。

年間12回程度行っており、親子のペアで1回につき20組程度が参加している。昨年は保護者を入れて284人参加した。平成21年は6月までで90組くらいが参加している。万引き被害に遭った経営者の話を聞かせて感想文を書かせている。

経営者だけではなく、店員さんを講師で招くのはどうか。万引被害が自分の出費になるというような人がいれば説得的な話ができるように思う。

社会のルール、働くことの意味、モノの大切さなどを教えていく必要がある。

非行を犯したら、まずは自分の事件の被害者に謝らせることが必要だ。審判の場で、裁判官に謝るよりもまず、被害者に謝るべきだ。

自分が損害を与えた店に行って仕事をさせるのはどうか。

本人の中にいかに「こうだと思ふ力」を呼び起こさせ、そのためには心に「葛藤を生じさせる」ことが必要だ。指導する大人の側に「迫力ある」「子どもの心に浸透させる響き」のようなものが必要。

現代はサービスも製造も「使い捨て」の時代だ。大事にものを使い続けるという精神が必要。少年非行は世情を反映しており、非行少年も「作り出す」という経験をさせるのが良い。

**エ 次回のテーマについて**

次回からは、本日委員の意見を伺った結果、「家事手続案内の在り方」について、2回シリーズで御意見を伺いたい。

- (3) 次回の日程調整
- (4) 閉会宣言

**5 次回の日程等**

- (1) 日 時 平成22年2月4日（木） 午後1時30分から（2時間程度）
- (2) 場 所 さいたま家庭裁判所大会議室（C棟5階）